

## 観察処分の期間更新請求の概要

現在の観察処分の期間は平成24年1月31日まで

### 本団体の現況

- 構成員は、日本国内に約1,500名、ロシアに約140名
- 拠点施設は、日本国内15都道府県に32施設、ロシアに数施設を確保
- 中心的な内部組織として、「Aleph」と「ひかりの輪」が存在し、麻原及び麻原の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としながら活動

### 観察処分の要件該当性（団体規制法第5条第1項第1号～第5号）

- 1 麻原の絶対的な影響力  
「Aleph」、「ひかりの輪」とともに、麻原が定めた教義・目的・修行体系等の基本的枠組みを維持
- 2 無差別大量殺人行為に関与した者が役職員又は構成員  
麻原のほか、土谷正実、新實智光ら5人が該当
- 3 無差別大量殺人行為が行われた当時の役員が現在も役員  
麻原、松本明香里(麻原の妻)、上祐史浩が該当
- 4 殺人を勧める綱領  
殺人を勧める内容を含むタントラ・ヴァジラヤーナの教義を行動規範
- 5 その他の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性  
一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持し、サリン事件を正当化する指導や人命軽視の修行を継続

### 観察処分を継続する必要性（同条第4項）

- 事件の被害者・遺族、施設の周辺住民等は恐怖感・不安感を保持
- 閉鎖的・欺まんの体質は改善されず、依然として実態把握が困難

### 報告事項の追加（同条第3項第6号）

- 資産・負債に関する報告の裏付け資料として、本団体の取引内容が分かる総勘定元帳等の添付など